

# 平塚市中小企業融資制度

平成24年4月1日現在

融資の種類	融資の対象者	使いみち	融資の限度額	年利率	返済期間／返済方法	保証人	担保	信用保証	申込先		
振興資金	① 小企業 運転資金	商工業を営む者で、従業員20人以下（商業、サービス業は5人以下）の小企業者	500万円 (②との併用は不可)	○1年以内 1.6%以内 ○1年越 2.1%以内	5年以内／割賦返済	法人の代表者を除き原則不要	必要に応じて付ける	原則必要	信用保証料補助 制度が利用可能	<取扱金融機関> ・横浜銀行 ・スルガ銀行 ・平塚信用金庫 ・中南信用金庫 ・中栄信用金庫 ・三菱東京UFJ銀行 ・神奈川銀行 ・静岡中央銀行 ・静岡銀行 ・みずほ銀行	
	② 運転資金	商工業を営む中小企業者及び協同組合等	3,000万円 (①との併用は不可)	○1年以内 1.8%以内 ○1年越 2.2%以内	7年以内／割賦返済 (1年以内については一括返済でもよい。 1年を超える場合は6ヶ月以内の据置期間を含む割賦返済でもよい)			必要に応じて付ける			
	③ 設備資金	商工業を営む中小企業者及び協同組合等	設備資金、公害の発生を防止するための機械、器具、装置の購入、設置、改造資金及びISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ、エコステージ、エコアクション21及びKES認証取得のための資金	5,000万円	2.3%以内			10年以内／割賦返済 (1年以内の据置期間を含む割賦返済でもよい)			必要に応じて付ける
	④ 中元・年末資金	商工業を営む中小企業者	運転資金	500万円	1.4%以内			6ヶ月以内／一括又は割賦返済 受付は 5月1日～ 8月31日 10月1日～12月30日			必要に応じて付ける
経営安定化資金	⑤ 経営サポート資金	商工業を営む中小企業者であって、最近3ヶ月の平均売上高が、前年同期の平均売上高に比較して5%以上減少した者	3,000万円	1.7%以内	7年以内／割賦返済 (6ヶ月以内の据置期間を含む割賦返済でもよい)			原則必要			
	⑥ SN保証資金	中小企業信用保険法第2条第4項に該当し、市長の認定を受けた中小企業者	5,000万円	1.7%以内	10年以内／割賦返済 (1年以内の据置期間を含む割賦返済でもよい)			必要			
⑦ 地球温暖化対策資金	商工業を営む中小企業者	市長が認めた機械等の購入のための資金 ※注1参照	5,000万円	2.3%以内	10年以内／割賦返済 (1年以内の据置期間を含む割賦返済でもよい)			必要に応じて付ける			
チャレンジアップ資金	⑧ 経営革新事業支援資金	・経営課題に挑戦する経営革新計画を持って、経営の向上を図ろうとしている者 ・「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく経営革新計画の承認を受けた者	4,000万円 (ただし、運転資金は1,000万円が限度額)	2%以内	運転資金 5年以内／割賦返済 設備資金 7年以内／割賦返済			原則不要			
	⑨ 新創業支援資金	事業を創業しようとする者、又は事業を創業してから2年以内の者	1,200万円 (ただし、運転資金は500万円が限度額) ※注2参照	1.8%以内	(1年以内の据置期間を含む割賦返済でもよい)			不要			
⑩ 震災対応経営サポート資金	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第128条第1項に該当する者	運転資金	3,000万円	1.7%以内	7年以内／割賦返済 (6ヶ月以内の据置期間を含む割賦返済でもよい)			必要に応じて付ける			

<備考>  
各資金の手続きの流れは4ページを参照

※注1  
⑦～⑨の資金で機械等を購入する場合は、新品を市内で1年以上継続して使用すること。また、購入した機械等の所有者は、申請者と同一であること。  
※注2  
⑨新創業支援資金の 融資限度額は、自己資金額と同額までとする。